九四〇一・四〇	腰掛け（寝台として兼用することができるものに限るものとし、庭園用又はキャンプ装具用のものを除く。）				
九四〇一・五一	藤、オージア、竹その他これらに類する材料製の腰掛け				
九四〇一・五九	竹製又は藤製のもの				
	その他のもの				
九四〇一・六一	その他の腰掛け（木製フレームのものに限る。）				
九四〇一・六九	アップホルスターのもの				
	その他のもの				
九四〇一・七一	その他の腰掛け（金属製フレームのものに限る。）				
九四〇一・七九	アップホルスターのもの				
	その他のもの				
九四〇一・八〇	その他の腰掛け				
九四〇一・九〇	部分品				
	革製のもの				
	その他のもの				
九四・〇二	医療用又は獣医用の備付品（例えば、手術台、検査台、病院用機構付きベッド及び歯科用椅子及び理髪用椅子その他これに類する椅子で回転し、傾斜し、かつ、上下するための機構を有するもの並びにこれらの部分品）				
九四・〇三	その他の家具及びその部分品				
九四・〇四	寝具その他これに類する物品（例えば、マットレス、布団、羽根布団、クッション、プフ及び枕。スプリング付きのもの、何らかの材料を詰物とし又は内部に入れたもの及びセルラーラバー製又は多泡性プラスチック製のものに限るものとし、被覆してあるかないかを問わない。）及びマットレスサポート				
九四・〇五	ランプその他の照明器具及びその部分品（サーチライト及びスポットライトを含むものとし、他の項に該当するものを除く。）並びに光源を据え付けたイルミネーションサイン、発光ネームプレートその他これらに類する物品及びこれらの部分品（他の項に該当するものを除く。）				
九四〇六・〇〇	プレハブ建築物				
第九五類	玩具、遊戯用具及び運動用具並びにこれらの部分品及び附属品				
第九六類	雑品				
九六・〇一	アイボリー、骨、亀の甲、角、枝角、さんご、真珠光沢を有する貝殻その他の動物性の彫刻用又は細工用の材料（加工したものに限るものとし、成形により得た製品を含む。）及び製品（これらの材料から製造したものに限る。）				
九六〇二・〇〇	植物性又は鉱物性の彫刻用又は細工用の材料（加工したものに限る。）及び製品（これらの材料から製造したものに限る。）、成形品、彫刻品及び細工品（ろう、ステアリン、天然ガム、天然レジン又はモデリングペーストから製造したものに限る。）、他の項に該当しないその他の成形品、彫刻品及び細工品並びに硬化させてないゼラチン（加工したものに限るものとし、第三五・〇三項のゼラチンを除く。）				
九六・〇三	ほうき、ブラシ（機械類又は車両の部分品として使用するブラシを含む。）、動力駆動式でない手動床掃除機、モップ及び羽毛ダスター、ほうき又はブラシの製造用に結束し又は房状にした物品、ペイントパッド、ペイントローラー並びにスクイージー（ローラースクイージーを除く。）				
九六〇四・〇〇	手ふるい				
九六〇五・〇〇	トラベルセット（化粧用、洗面用、裁縫用又は靴若しくは衣服の清浄用のものに限る。）				
九六・〇六	ボタン、プレスファスナー、スナップファスナー及びプレススタッド並びにこれらの部分品（ボタンモールドを含む。）並びにボタンのブランク				
九六・〇七	スライドファスナー及びその部分品				
九六・〇八	ボールペン、フェルトペンその他の浸透性のペン先を有するペン及びマーカー、万年筆その他のペン、鉄筆、シャープペンシル並びにペン軸、ペンシルホルダーその他これらに類するホルダー並びにこれらの部分品（キャップ及びクリップを含むものとし、第九六・〇九項の物品を除く。）				
九六・〇九	鉛筆（第九六・〇八項のシャープペンシルを除く。）、クレヨン、鉛筆の芯、パステル、図画用木炭、テーラースチョーク及び筆記用又は図画用のチョーク				
九六一〇・〇〇	石盤、黒板その他これらに類する板（筆記用又は図画用のものに限るものとし、枠を有するか有しないかを問わない。）				
九六一一・〇〇	日付印、封かん用の印、ナンバリングスタンプその他これらに類する物品（ラベル印捺又は型押しをする器具を含むものとし、手動式のものに限る。）並びに手動式コンポジションスティック及びこれを有する手動式印刷用セット				

九六・一二	タイプライターリボンその他これに類するリボン（インキを付けたもの及びその他の方法により印字することができる状態にしたものに限るものとし、スプールに巻いてあるかないか又はカートリッジに入れてあるかないかを問わない。）及びインキパッド（インキを付けてあるかないか又は箱に入れてあるかないかを問わない。）				
九六・一三	たばこ用ライターその他のライター（機械式であるかないか又は電気式であるかないかを問わない。）及びその部分品（着火石及び芯を除く。）				
九六一四・〇〇	喫煙用パイプ（パイプボールを含む。）、シガーホルダー及びシガレットホルダー並びにこれらの部分品				
九六・一五	くし、ヘアスライドその他これらに類する物品並びにヘアピン、カールピン、カールグリップ、ヘアカーラーその他これらに類する物品（第八五・一六項の物品を除く。）及びこれらの部分品				
九六・一六	香水用噴霧器その他これに類する化粧用噴霧器及びこれらの頭部並びに化粧用のパフ及びパッド				
九六一七・〇〇	魔法瓶その他の真空容器（ケース入りのものに限る。）及びその部分品（ガラス製の内部容器を除く。）				
九六一八・〇〇	マネキン人形その他これに類する物品及び自動人形その他ショーウインドー用の展示用品で作動するもの				
第九七類	美術品、収集品及びこっとう				

第三節　関税割当て及び品目証明書に関する運用上の手続

第一条　定義

この節の規定の適用上、

(a)　「輸出締約国の権限のある当局」とは、ペルーの通商観光省をいう。

(b)　「輸入締約国の権限のある当局」とは、日本国の農林水産省をいう。

(c)　「輸出締約国の発給当局」とは、次条1(a)又は第三条に規定する証明書の発給に責任を負うペルーの当局をいう。

第二条　関税割当て

1　第一節2(f)(i)(C)、(g)(i)(C)、(j)(i)(C)及び(k)(i)(C)の規定の適用上、次のとおりとする。

(a)　輸出締約国の発給当局は、第一節2(f)(i)(C)、(g)(i)(C)、(j)(i)(C)及び(k)(i)(C)に規定する輸出締約国が発給する証明書を英語によりそれぞれの輸出について発給する。

(b)　この協定の効力発生の時に、輸出締約国の権限のある当局は、(a)に規定する証明書の書式、輸出締約国の発給当局の名称及び証明書に使用する印章の図案を輸入締約国に通報する。輸出締約国の権限のある当局は、それらの変更について輸入締約国に通報する。通報は、受領の確認を伴う方法により行う。

(c)　(a)に規定する証明書には、次の事項についての記載を必ず含めるものとする。

(i)　証明書番号

(ii)　輸出者の名称及び住所

(iii)　輸入者の名称及び住所

(iv)　品名

(v)　統一システムの関税分類番号

(vi)　数量（計量単位）

(vii)　有効性（有効期間の開始及び満了の日付。それらの日付は、同一の年とする。）

(viii)　輸出締約国の発給当局の職員による署名及び輸出締約国の発給当局の印章並びに発給日

(d)　輸出締約国の発給当局は、(a)に規定する証明書の偽造を防止するために必要な措置をとる。

(e)　第一節2(f)、(g)、(j)及び(k)に規定する関税割当ての証明書の申請を行う場合には、(a)に規定する証明書において輸入者として名称が記載された輸入者が(a)に規定する証明書を輸入締約国の権限のある当局に提出するものとする。